

平成22年9月24日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第 1 1 1 号議案 平成 2 2 年度埼玉県一般会計補正予算(第 2 号)	1
---	---

第 1 1 1 号議案

平成 2 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 772,532 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,683,393,843 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		163,767,074	139,567	163,906,641
	2 国庫補助金	42,622,279	91,027	42,713,306
	3 委託金	7,554,293	48,540	7,602,833
12 繰入金		121,135,836	513,638	121,649,474
	2 基金繰入金	108,190,830	513,638	108,704,468
13 繰越金		341,432	327	341,759
	1 繰越金	341,432	327	341,759
15 県債		337,465,000	119,000	337,584,000
	1 県債	337,465,000	119,000	337,584,000
歳入合計		1,682,621,311	772,532	1,683,393,843

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		105,035,816	108,893	105,144,709
	3 県民費	7,997,546	2,893	8,000,439
	8 防災費	3,941,897	106,000	4,047,897
4 衛生費		54,589,094	289,913	54,879,007
	1 公衆衛生費	24,998,655	4,106	25,002,761
	4 医薬費	15,180,319	285,807	15,466,126
5 労働費		10,770,042	233,638	11,003,680
	1 労政費	7,648,524	205,114	7,853,638
	2 職業訓練費	2,947,977	28,524	2,976,501
6 農林水産業費		25,199,735	12,102	25,211,837
	1 農業費	7,560,577	12,102	7,572,679
7 商工費		20,664,002	42,304	20,706,306
	1 商工業費	20,422,574	14,073	20,436,647
	2 観光費	241,428	28,231	269,659
10 教育費		557,517,408	46,682	557,564,090
	1 教育総務費	77,186,992	46,682	77,233,674

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		26,902	39,000	65,902
	2 土木施設災害復旧費	17,420	39,000	56,420
歳出	合計	1,682,621,311	772,532	1,683,393,843

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災ヘリコプター整備事業	平成22年度から 平成23年度まで	1,490,000
起業家育成資金損失補償（平成10年度保証分・平成22年度損失補償対象期間延長分）	平成22年度から 平成30年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額
経営支援緊急融資損失補償（平成9年度保証分・平成22年度損失補償対象期間延長分）	平成22年度から 平成30年度まで	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 無 線 基 地 局 整 備 事 業	106,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	1,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	14,000		(補正前に同じ。)	

平成22年9月24日提出

埼玉県知事 上田清司